

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正  
する条例案要綱

1 改正の理由

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）の一部改正に伴い、普通課程および短期課程の職業訓練の基準について、必要な規定の整備を行うため、滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 67 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 公共職業訓練について、オンラインによる訓練を実施できるよう必要な規定の整備を行うこととします。（第 5 条および第 6 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 135 号

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例  
滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第  
67 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号中「より」の右に「、必要に応じて」を、「面接指導」の右に「またはその  
のいずれか」を加える。

第 6 条第 1 項第 3 号中「添削指導を行うほか、必要に応じ、面接指導」を「、必要に応じて添  
削指導および面接指導またはそのいずれか」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 省略 (普通課程の普通職業訓練の基準)</p> <p>第5条 (1)・(2) 省略 (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができるものであること。この場合においては、適切と認められる方法により<u>添削指導および面接指導</u>を行うものとする。</p> <p>(4)～(9) 省略</p> <p>2 省略 (短期課程の普通職業訓練の基準)</p> <p>第6条 (1)・(2) 省略 (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができるものであること。この場合においては、適切と認められる方法により<u>添削指導</u>を行うほか、必要に応じ、<u>面接指導</u>を行うものとする。</p> <p>(4)～(9) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 (普通課程の普通職業訓練の基準)</p> <p>第5条 (1)・(2) 省略 (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができるものであること。この場合においては、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて添削指導および面接指導またはそのいずれか</u>を行うものとする。</p> <p>(4)～(9) 省略</p> <p>2 省略 (短期課程の普通職業訓練の基準)</p> <p>第6条 (1)・(2) 省略 (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができるものであること。この場合においては、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて添削指導および面接指導またはそのいずれか</u>を行うものとする。</p> <p>(4)～(9) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>